

「科学技術と人間」研究開発領域
研究開発プログラム「科学技術と社会の相互作用」
同プログラム研究開発プロジェクト事後評価

評価報告書

平成23年11月8日
独立行政法人科学技術振興機構
社会技術研究開発センター 評価委員会

目 次

1. 評価の概要	2
1-1. 評価対象	2
1-2. 評価の目的	2
1-3. 評価委員	3
1-4. 研究開発領域・研究開発プログラムの概要	4
1-5. 評価方法	8
2. 研究開発プログラム「科学技術と社会の相互作用」	
平成19年度採択研究開発プロジェクト事後評価	9
2-1. 研究開発プロジェクト「先進技術の社会影響評価（テクノロジーアセスメント） 手法の開発と社会への定着」 研究代表者：城山 英明（東京大学大学院公共政策学連携研究部 教授）	9
2-2. 研究開発プロジェクト「森林資源のエネルギー化技術による地方の自立・持続 可能な地域経営システムの構築」 研究代表者：那須 清吾（高知工科大学社会マネジメントシステム研究センター センター長）	13
【参考資料】	
参考1：検討経緯	17
参考2：戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）に係る課題評価の方法等に関する 達	18

1. 評価の概要

社会技術研究開発センター評価委員会は、科学技術振興機構の「戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）に係る課題評価の方法等に関する達」に基づき、「科学技術と人間」研究開発領域の研究開発プログラム「科学技術と社会の相互作用」の平成19年度採択課題（2課題）の事後評価を実施した。

1-1. 評価対象

「科学技術と人間」研究開発領域（領域総括：村上陽一郎／東洋英和女学院大学 学長）の研究開発プログラム「科学技術と社会の相互作用」において平成19年度に採択され、平成22年度に終了した研究開発プロジェクト2課題（別表）を評価対象とした。

（別表）

研究開発プロジェクト名	研究代表者	所属・役職
先進技術の社会影響評価（テクノロジーアセスメント）手法の開発と社会への定着	城山 英明	東京大学大学院公共政策学連携研究部 教授
森林資源のエネルギー化技術による地方の自立・持続可能な地域経営システムの構築	那須 清吾	高知工科大学社会マネジメントシステム研究センター センター長

1-2. 評価の目的

研究開発プロジェクトの事後評価は、研究開発プロジェクト毎に、研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善を資することを目的とする。

1-3. 評価委員

本評価は社会技術研究開発センター評価委員会が実施した。また、専門の事項を調査するために「科学技術と人間」分科会を設置した。評価委員会及び分科会の構成員は以下の通りである。

評価委員会委員

役職	氏名	現職
委員長	有信 睦弘	東京大学 監事
	甘利 俊一	(独)理化学研究所 脳科学総合研究センター 特別顧問
	小川 眞里子	三重大学 教授
	鈴木 良次	金沢工業大学 教授／研究支援機構顧問
	辻井 重男	中央大学研究開発機構 教授
	富浦 梓	東京工業大学 元監事
	中島 尚正	学校法人海陽学園 海陽中等教育学校 校長
「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」分科会主査	西岡 秀三	(独) 国立環境研究所 特別客員研究員
「科学技術と人間」分科会主査	似田貝 香門	東京大学 名誉教授
「犯罪からの子どもの安全」分科会主査	向殿 政男	明治大学 理工学部 教授

「科学技術と人間」分科会委員

役職	氏名	現職
主査	似田貝 香門	東京大学 名誉教授
委員	井上 博允	東京大学 名誉教授
委員	小川 眞里子	三重大学 教授
委員	高安 礼士	財団法人全国科学博物館振興財団 公益事業課長／教育普及ディレクター
委員	平野 千博	高知大学 若手研究者評価支援機構 特任教授
委員	山岡 義典	日本NPOセンター 代表理事／ 法政大学現代福祉学部 教授
委員	横山 裕道	淑徳大学国際コミュニケーション学部 客員教授

1-4. 研究開発領域・研究開発プログラムの概要

「科学技術と人間」研究開発領域は、平成17年度より開始され、平成19年度に研究開発プログラム「科学技術と社会の相互作用」の設置に伴い、研究開発領域の目標と範囲について、以下のとおり設定された。

1-4-1. 研究開発領域の概要

科学技術の知が、知の総体の中で卓越した力を発揮し、その結果、人間を取り巻く環境は人工物で満ち、人間の行動は人工物で支援・制限され、人の生涯は誕生から死に至るまで人工的処置の支配下に置かれる事態を迎えている。これまで自然の支配の下にあった多くの事柄が、人の意志の下に移りつつあると言ってもよい。このような科学技術化された社会にありながら、人の行動、それを規定する行動原理・行動規範、あるいは社会の制度は、自然の支配の下にあった過去のそれと大きく変わってはいない。

今後、科学技術の社会的役割がますます増大する中で、未来に向けて、人の在り方、生き方、社会の在り方の研究を目指す。研究は、安楽椅子型ではなく、実証的立場を重視する。

1-4-2. 研究開発領域の研究開発目標

- (1) 科学技術と社会の間に生ずる問題について、関与者が協働して評価・意思決定し、対処する方法及びシステムの構築に資する成果を創出する。
- (2) 社会との相互作用を通じた科学技術の変容の実態と課題を把握し、対応方策を提言する。

1-4-3. 研究開発領域・研究開発プログラムの必要性

今日、科学技術の成果が社会に広く浸透し、人々の生活に大きく影響するに至っている。科学技術と社会の間に生じた、このような事態を正確に把握し、科学技術と社会の双方が適切に対処していく、あるいは、自己変革していくことが課題である。この課題に取り組むには、科学技術と社会の双方の側の関与者の積極的な参画が不可欠であるが、関与者とは誰であるかがまず問われることになる。一つの図式としては、科学技術の側には科学技術の専門家を、社会の側には、科学技術との関わりの深い社会セクターである行政・産業と、基本的に科学技術の非専門家である公衆（あるいは、市民、生活者）の二つを置くことが考えられる。さらに、こうした関与者同士の間を繋ぐメディアもまた、新たな形での有力な関与者の一つとして着目する必要がある。科学技術と社会の間の重要な問題を解決するには、関与者として誰がどのような役割を果たすべきか、どのような方法やシステムでそれが実現できるのかを明らかにしていく必要がある。

特に、今後の科学技術の研究開発のあり方、その成果の社会における受容と活用のあり方について、いかにして適切な評価や意思決定を行っていくかは喫緊の課題である。また、社会的・政策的課題に関する意思決定や問題解決において科学技術の知見をいかに活用するかということも重要な課題である。

また、科学技術の側も社会からの影響を受け変容する中、19世紀以来科学が担ってき

た知的・文化的価値創出の役割を保ちながら、社会の要請に応じて経済的・公共的価値を創出する科学技術のあり方も問われなければならない。

以上の問題意識より、科学技術と社会の相互作用に関して、社会技術の研究開発を行うことが必要である。

1-4-4. 研究開発プログラムを設置する問題意識と研究開発プロジェクトの例示

上記の目標を達成するため、公募による研究開発を推進する。推進に当たっての問題意識と想定される主要な研究開発プロジェクトを例示すれば以下の通りである。これは、異なる内容の提案を排除するものではない。

(1) 科学技術と社会の間に生ずる問題について、関与者*1が協働*2して評価・意思決定し、対処する方法及びシステムの構築に資する成果の創出

科学技術が社会に及ぼす影響は、社会や人々の生活のあらゆる側面に及び、社会の持続可能性や人の尊厳などの深刻な問題に関わるに至っている。科学技術の成果の社会への受容・活用をどうするか、さらに、その上流の問題として、科学技術の研究開発のあり方についてどう考えるかは、科学技術と社会の双方の関与者が協働して取り組むべき重要な課題である。また、社会的・政策的な課題についての意思決定や問題解決において科学技術的知見の活用が不可欠になっているが、科学技術的知見の不確実性の下でいかに意思決定をするのか、普遍性を特徴とする科学技術的知見と地域等に固有の問題の解決に活用されてきた知識とをどう折り合わせて活用できるのかといったことが課題である。

例えば、バイオテクノロジーのように実用化が急速に進み、社会への受容・活用について活発な議論が起こっている科学技術について、関与者の協働により、リスクや倫理の視点も踏まえながら、社会への受容・活用に関する意思決定を行うためのコンセンサス会議*3等のプロセス、意思決定の結果を実行するための法制度等のシステムについて、実践を通じた方法論の構築や具体的な提言を行うことは重要である。ナノテクノロジーのように今後実用化が見込まれる科学技術について、関与者が協働して、社会への影響を事前に評価し、研究開発や成果の受容・活用について予め検討すべき課題を明らかにする方法論の構築も重要である。また、地球温暖化問題のように科学技術的知見の不確実性が議論となる

*1：ステークホルダー（Stakeholder）。ある事象に対して直接的・間接的に利害関係を持つ者。

*2：NPOの世界では、協働とは「異種・異質の組織」が、「共通の社会的な目的」を果たすために、「それぞれのリソース資源や特性」を持ち寄り、「対等の立場」で「協力して共に働く」こと（日本NPOセンターHPより）と定義している。本プログラムでは協働をより幅広く捉え、組織のみではなく、個々の市民との連携も含むものとして考えている。

*3：科学技術の社会影響評価を行うために、専門家だけに評価をまかせるのではなく、市民が専門家の意見を聞きながら自発的に考え・見解をまとめるための実践的手法であり、1980年代にデンマークで開発された。その過程の中で、多様な専門家の意見の聴取や市民の間での議論を通じて市民の視点から政策提言を生み出す。

問題について事前警戒原則^{*4}の考え方も踏まえて意思決定を行う方法論、環境保全等の地域固有の問題についてローカル知^{*5}等も考慮しつつ科学技術的知見を活用する方法論も重要な研究課題である。また、科学技術の側と協働するために、社会の側、特に公衆に求められる特質（科学技術リテラシー^{*6}）を明らかにするとともに、そのための対応方策を提言することも重要である。さらに、ADR（裁判外紛争解決手続）的なメディエーター^{*7}やジャーナリズムの役割を明らかにするとともに、そのための対応方策を提言することも重要である。

以上のようなプロジェクトを実施する上では、具体的な問題を取り上げ、その解決に取り組むことを通して、有効な方法論を構築するアプローチが求められる。

（２）社会との相互作用を通じた科学技術の変容の実態・課題の把握と対応方策の提言

近年、我が国では科学技術の重要性の認識が高まると同時に、研究開発活動の不正行為に対する批判が厳しさを増していることに伴い、社会が科学技術に及ぼす影響が強まり、科学技術の側の変容が加速している。この変容は、まずは、科学技術及びそれを担う個人やコミュニティのあり方の問題であるが、最終的には、科学技術が社会に対していかなる貢献を成しうるかに影響を与える問題として捉えなければならない。

例えば、研究領域の消長の実態を把握するとともに、それが社会の知的蓄積を損ない、引いては、社会の安寧や経済の発展に影響を与えることについて評価し、必要な対応方策を提言することが重要である。また、社会からの働きかけに反応して研究者や研究機関、研究コミュニティの行動、組織等が変容しつつある実態とその課題を把握し、研究者等の行動規範等を含めたあり方を提言することも重要である。さらに、社会の側と協働するために必要とされる研究者の特質（社会リテラシー）を明らかにするとともに、そのための対応方策を提言することも重要である。

^{*4}：環境や人の健康に重大で不可逆な悪影響が生じる恐れがある場合には、その科学的証拠が不十分でも対策を延期すべきではない、もしくは対策をとるべきだとするリスク管理の原則。「予防原則」と訳されることが多いが、その適用措置には、「予防」という言葉が含意する「未然防止」だけでなく、潜在的悪影響の研究、暫定的実用化とその影響の監視、代替策の開発、利害関係者間の協議など、不確実性の内容や程度に応じて様々ある。1970年代初めにドイツで導入された後、徐々に国際化され、1992年の国連環境開発会議『リオ宣言』や気候変動枠組み条約、生物多様性条約などに採用されている。他方で、事前警戒原則は科学に基づかない恣意的な規制を許す恐れがあり、十分な科学的証拠に基づく意思決定を重視する「健全な科学（sound science）」の立場からは常に批判されている。同原則に基づく欧州連合の遺伝子組換え作物規制は、非科学的な不当な貿易障壁と主張する米国など輸出国との間に摩擦を引き起こしている。

^{*5}：人々が、それぞれの生活や仕事、その他の日常的実践や身の回りの環境について持っている知識。特定の地域や実践の現場の文脈に固有のものであり、1)文脈を超えた一般性を持たず、2)文脈を共有しない外部の者には通常知られていないという二重の意味で局在的(local)な知識である。生活知、現場知ともいわれる。たとえば漁師が、その労働環境である特定の海域の潮の流れや水温、魚の生態、天候について熟知している事柄をさす。

^{*6}：元来は、読み書きする能力、つまり識字能力を言う。これが拡張され、科学に関する基本的な知識やその運用能力などを示すために「科学リテラシー」という使い方や、研究者が研究のみに従事し、研究という象牙の塔に引きこもるのではなく社会とのコミュニケーションをとるための能力を「社会リテラシー」という使い方もする。

^{*7}：仲介者、媒介者、橋渡し役。

なお、平成19年度から平成21年度までに採択した課題は、以下の通りである。企画調査は、研究開発プロジェクトへの提案を具体化するために半年間行う調査である。

<平成19年度採択研究開発プロジェクト>

研究開発プロジェクト	研究代表者	所属・役職	研究開発期間
地域に開かれたゲノム疫学研究のためのながはまルール	明石 圭子	長浜市健康福祉部健康推進課 参事	5年間 ※1
先進技術の社会影響評価(テクノロジーアセスメント)手法の開発と社会への定着	城山 英明 ※2	東京大学大学院公共政策学連携研究部 教授	3.5年間
森林資源のエネルギー化技術による地方の自立・持続可能な地域経営システムの構築	那須 清吾	高知工科大学社会マネジメントシステム研究センター センター長	3.5年間
市民と専門家の熟議と協働のための手法とインタフェイス組織の開発	平川 秀幸	大阪大学コミュニケーションデザイン・センター 准教授	4.5年間 ※1

※1 平成21年度において中間評価を実施

※2 平成19年10月～平成21年12月まで、鈴木達治郎氏（東京大学公共政策大学院 客員教授）が研究代表者。鈴木氏が内閣府原子力委員会（常勤）に就任したため、平成22年1月より城山英明氏（東京大学大学院公共政策学連携研究部 教授）が研究代表者に就任

<平成19年度採択プロジェクト企画調査> *所属・役職は終了時点のものを記載。

研究開発プロジェクト	研究代表者	所属・役職	研究開発期間
福祉機器の開発を介する市民と研究者の共創リテラシーと場づくり	三宅 美博	東京工業大学 大学院総合理工学研究科 准教授	6ヶ月間
長期的な GHG 大幅削減に向けた政策形成対話の促進	柳下 正治	上智大学 大学院地球環境学研究科 教授	6ヶ月間

<平成20年度採択研究開発プロジェクト>

研究開発プロジェクト	研究代表者	所属・役職	研究開発期間
地域主導型科学者コミュニティの創生	佐藤 哲	長野大学 環境ツーリズム学部 教授	4年間
政策形成対話の促進:長期的な温室効果ガス(GHG)大幅削減を事例として	柳下 正治	上智大学 大学院地球環境学研究科 教授	3.5年間
海域環境再生(里海創生)社会システムの構築	柳 哲雄	九州大学 応用力学研究所 所長/教授	3.5年間
多視点化による「共有する医療」の実現に向けた研究	行岡 哲男	東京医科大学 救急医学講座 主任教授	4年間

＜平成20年度採択プロジェクト企画調査＞ *所属・役職は終了時点のものを記載。

研究開発プロジェクト	研究代表者	所属・役職	研究開発期間
当事者主体によるフリー・モビリティ社会の実現をめざして	貝谷 嘉洋	特定非営利活動法人 日本バリアフリー協会 代表理事	6ヶ月間
研究者のマス・メディア・リテラシー調査	瀬川 至朗	早稲田大学 政治経済 学術院 教授	6ヶ月間

＜平成21年度採択研究開発プロジェクト＞

研究開発プロジェクト	研究代表者	所属・役職	研究開発期間
アクターの協働による双方向的リスクコミュニケーションのモデル化研究	飯澤 理一郎	北海道大学 大学院農学 研究院 教授	3年間
自閉症にやさしい社会:共生と治療の調和の模索	大井 学	金沢大学 人間社会研究 域学校教育系 教授	3年間
科学技術情報ハブとしてのサイエンス・メディア・センターの構築	瀬川 至朗	早稲田大学 政治経済学 術院 教授	3年間
不確実な科学的状況での法的意思決定	中村 多美子	弁護士法人 リブラ法律 事務所 弁護士	3年間

1-5. 評価方法

評価委員会は、評価の基本的な方法として、「ピアレビュー」と「アカウンタビリティーの評価」という二重構造で評価することとしている。今回の事後評価では、分科会は、主として平成19年度採択の研究開発プロジェクトについて「ピアレビュー」、すなわち当該領域に関わる専門家による専門的観点からの評価を実施した。また、「アカウンタビリティーの評価」、すなわち得られた研究開発の成果が投入された資源（資金、人）に対して十分見合ったものであるかという視点での妥当性、社会的意義・効果に関する評価に関しても、分科会の意見を付して評価委員会に報告した。評価委員会は、分科会の報告を踏まえ、研究開発プロジェクト全体の視点から「アカウンタビリティーの評価」を行った。

「ピアレビュー」の観点の評価においては、目標達成、学術的・技術的貢献、社会的貢献、副次的貢献、成果の社会での活用・展開、費用対効果比、実施体制と管理運営を評価項目とした。「アカウンタビリティーの評価」においては、研究開発プロジェクト全体として得られた成果の、政策・行政等への反映、解決への活用状況、及びそれらの見通し、新たな研究展開の見通しを得ることへの貢献、投入された資源（資金、人）に対する成果の妥当性を評価項目とした。

評価にあたっては、本評価のために研究代表者が作成した「研究開発実施成果報告書（非公開）」、「研究開発実施終了報告書（公開）」、研究代表者によるプレゼンテーション及び意見交換を基に行った。

2. 研究開発プログラム「科学技術と社会の相互作用」 平成19年度採択研究開発プロジェクト事後評価

2-1. 研究開発プロジェクト「先進技術の社会影響評価（テクノロジーアセスメント）手法の開発と社会への定着」 研究代表者：城山 英明（東京大学大学院公共政策学連携 研究部 教授）

※ 平成19年10月～平成21年12月まで、鈴木達治郎（東京大学公共政策大学院 客員教授）が研究代表者。
平成22年1月より城山英明（東京大学大学院公共政策学連携研究部 教授）が研究代表者。

2-1-1. 総合評価

研究開発目標の達成、社会的・学術的・技術的貢献という視点を中心に総合的に判断して、一定の成果が得られたと評価する。

このプロジェクトが最終的な達成目標とした、新たなテクノロジーアセスメント（TA）^{*1}の概念・手法と実施体制の提示と、それらを社会に定着させるための制度化に向けた具体的提案を行うため、本プロジェクトは自らをTA実施機関として想定し、研究開発の手法として内外多くの協力者・関与者を組織化し、TAのあり方についての検討を幅広く行った。新しいネットワーク型（分散型）TAのあり方として第3世代TAの考え方を提唱したほか、国会、内閣府、文部科学省、日本学術会議など各界への情報提供、働きかけにも力を入れ、TAに対する国内の理解、関心が格段に高まるとともに、TAの制度化が将来、どのように政治や行政、社会に貢献できるかも示した。それらの成果は多くの論文や報告書としてまとめられ、成果発信などのアウトリーチ活動も活発に行われた。

しかし、その内容については、不偏性が重視されたせいか、一般論に止まり、TAが広く社会から受け入れられるための正当性、信任性、そして説得力をもつために、TAは如何にあるべきかという基本的な考え方の議論、テーマ設定の「包括的問題構造化手法」の可視化が必ずしも十分ではない。また、新しいTA手法の構築と具体的なTA実践による検証等については、事例に基づく説得力のある成果を提示し得たかについてはやや疑問が残る。また、過去にTAがうまく定着されなかったことの分析の結果として得られた指摘はどちらかと言えば常識的範囲を超えていない。

今後のTAの制度化に向けた提言に関しては、多くの選択肢が示されている。各選択肢の効用、体制の利点や運用条件、相互の位置づけ等に関する踏み込み不足のため、この提案の迫力がやや不足と感じられるものの、TAの制度化のために、関連組織等との連携を通じて、提案を日本学術会議や総合科学技術会議で取り上げてもらう等の熱心な努力は評価できる。TAという難しい問題に対し、このプロジェクトが蓄積した経験や結果をどのように生かして社会にTAの実施体制を築き制度として定着させて行くかは、これから問われると

^{*1} テクノロジーアセスメント（TA）：独立不偏な立場で科学技術の発展が社会に与える影響を広く洗い出して分析し、それを市民や政治家、行政に伝え、議論の喚起や意思決定の支援をすること

いう水準ではないか。TAの社会的定着を図ることは現代において緊要の課題である。本プロジェクトの成果をより一層学術的・質的に高めるべく、今後も研究開発を継続するとともに、社会技術研究開発センターの関連研究開発領域・プロジェクトの運営等を通じ、こうした研究開発の成果を政策的な措置へと高めていくことが期待される。こうした観点から、プロジェクト終了後も、息の長いアウトリーチ活動を期待したいし、とりわけ若手人材の育成が望まれる。

2-1-2. 項目別評価

2-1-2-1. 目標設定の状況

本プロジェクトの研究開発目標は、領域目標に対し適切・妥当であると評価する。

このプロジェクトの採択時の目標として、第一に、我が国における技術に関する評価の実態とテクノロジーアセスメント（TA）が制度として定着しなかった原因を明らかにし、TAを定着させるための条件を明らかにする、第二に、最新TAの調査に加え、問題構造化の概念に基づく新しいTA手法を構築し、その有効性を実証する、そして、最終的な目標として、新たなTAの概念・手法と実施体制を提示し、それらを社会に定着させるための制度化にむけた提言を行う、の3点が設定された。プロジェクトの進行に伴い、第二の目標について、当初想定していた包括的問題構造化手法についてより多様な手法を念頭に置いた方がよいとの判断から、実際に広義の問題構造化を行うための多様な手法を「ナノテクTAの実践」と連携して実験するなど、当初の目標に向けて、情勢変化等を踏まえて適切に計画変更されてきたと考えてよい。

「テクノロジーアセスメント」については日本において歴史的にその時代の社会的状況に応じたいくつかの試みがあった中で、この時代にあった新しい手法を開発し社会へ定着しようとする本プロジェクトの持つ意義は大変高く、効果を期待できるものである。日本における過去の試行的TAの分析と評価等に加え、試験的なTAの実施は、理論的研究のみならず今日の社会状況の中でネットワーク型TAを実装する取り組みの上でも妥当であり、領域目標に対するアプローチは総じて適切だったと判断できる。

しかし、領域の研究開発目標の一つでもあった「社会との相互作用を通じた科学技術の変容の実態と課題を把握し、対応方策を提言する」に関しては十分ではないとの意見もあった。本プロジェクトでは、当初、医療・食品・エネルギーの各分野のナノテクノロジーに関する試験的なTAを計画したが、このプロジェクトで分析したケースがどのような基準で選択されたのかについて十分な説明がない。TA実践のアジェンダ設定として選択されたテーマ・課題群の手続き的妥当性、正当性、信頼性こそが大切である。今後のこのプロジェクトの展開のためには、このアジェンダ設定までの手法可視化、記述化により一層の研鑽を努めてもらいたい。

2-1-2-2. 社会的貢献及び成果の社会での活用・展開

本プロジェクトが達成した成果は、当初想定していた社会問題の解決に部分的に貢献したと評価する。

このプロジェクトが想定した社会問題の解決に資するための課題として、これまでの先

進技術に対する「安全面・環境面からのリスク評価」といった限定的評価手法を、「リスクと便益のバランスのとれた」手法へ拡大すること（手法の拡大）と、包括的 TA の制度化（制度化）、という 2 点が示されている。このうち、手法の拡大は、前項に述べたように十分適切であったとは言い難いが、貢献しようとした努力は認められる。制度化については、残念ながらそこまで行き着かなかったが、「TA 機関に必要な条件の提示」、「制度化選択肢」、そこへ向かう道筋のいくつかは提案された。また制度化の可能性を高めるための関連団体、関連行政等とのイベント共催や働きかけ等、積極的に行われた。

このプロジェクトが独自に社会的効果を造りあげていくことは困難であると思われるので、今後、多くの活動体と協力関係や協働関係を作りつつ、TA の意義を普及していく途を探る方法も必要である。

アウトリーチ活動としては、①プロジェクトの TA 活動の成果発信と TA の理解・関心を広める活動、②制度化を担う潜在的関係者への発信活動、の二面から行われ、積極的に努力がなされていたと評価する。ミニ TA の企画は、ナノテクから離れて取り組みやすいテーマを選定しており大変興味深いものであるが、大学院生・研究員を対象としたミニ TA のテーマ募集企画に応募者がなかったというのは残念である。ただそれに代わるものとして、講義やサイエンス・アゴラなどを通してアウトリーチ活動を展開したことは評価したい。

2-1-2-3. 学術的・技術的貢献

本プロジェクトが達成した成果は、領域が設定した問題解決に資する知見・方法論等の創出に貢献したと評価する。

きわめて多くの論文が発表されており、日本における TA の歴史的経緯を簡潔にまとめ、海外の事例を集めて論点整理を行ったほか、制度設計の選択肢を提示し実施上の課題を調べ、分散型・ネットワーク型で TA を実践する第 3 世代 TA を提唱した点は学術研究として評価できる。こうして得られた方法論的な知見は、領域が設定した問題解決に役立つと思われる、今後の多様なテーマの TA の実施方法の確立に貢献すると思われる。

しかし、TA に関し問題構造化をはじめとして様々な提案がなされているが、それらの提案により TA が有効で、かつ、継続的に実行可能なものになるということについては、説得力のある論拠が示されていないように感じられた。本プロジェクトで行った課題に関する TA の具体的な結果と、社会から見た評価が十分には示されていない印象であり、この新手法を伝道するための事例研究としてはやや物足りない。

欧米での TA の広範囲の定着から学ぶことは大きい。このことは、本プロジェクトの目標の一つとされているが、我が国の社会のなかで TA を定着させるために何が必要か、社会教育やメディア対応を含めしっかり把握する事が必要ではないか。

2-1-2-4. 研究開発の実施体制と管理運営

研究開発体制及び管理運営は、研究開発を推進する上で、適切であったと評価する。

プロジェクトの進捗状況に合わせて実施体制も変えているほか、コアメンバーによる運営管理、内外の諮問委員会による助言・評価体制の設置等、TA 実施に見合う方法で行われている。また、鈴木達治郎氏の原子力委員就任に伴い研究代表者が交代したにもかかわらず、最終年度までしっかりとプロジェクトを終えた。こうした点から実施体制・管理運営

は概ね適切であり、状況の変化にも対応していたと評価できる。

また、研究開発領域内の他のプロジェクトとの連携・協力を重視し、勉強会・研究会の開催、ワークショップへの参加など、社会と科学技術のあり方、これから求められる TA のあり方などについて議論し、研究者間の連携促進も図っており、研究開発領域の活動に一定程度貢献したと言える。科学技術と社会の相互作用を促す手法としての TA の重要性を提議したという点でも、他のプロジェクトに対して有効な刺激となったのではないか。

2-1-2-5. 費用対効果

投入された資源（人材、研究開発費）は、研究開発を実施したプロセスの妥当性や得られた成果の社会的貢献、学術的・技術的貢献、今後の成果の活用・展開という視点から考慮して、限定的であると評価する。

費用と成果が直結する性質の研究開発でなく、アウトリーチ活動も積極的に実施し、プロジェクト内外で TA に対する理解や関心が高まるなど一定の成果は上げているが、十分な予算が充当されていたプロジェクトとしては、成果は限定的と思われる。人材育成に資する「研修会」や「セミナー」など、新規の人材育成や既に TA を実施する立場の人材の育成等にコストをかけるべきではなかったか。

2-1-2-6. 特記事項

TA の社会への定着を図るには、単に TA を実施する当事者の議論ではなく、TA を受容する社会、その代表としてのメディアとの対話が不可欠である。このプロジェクトひとつで TA の社会実装を実現できるものでもないので、今後も着実に研究開発を続けていただきたい。当事者の外から見れば、一般論よりも、本当に重要な社会課題について具体的かつ説得力ある TA の結果を示す事でこの重要性を理解できるのではないだろうか。例えば、現在我が国の最重要課題になっている、放射能の健康や食品への影響、あるいは自然エネルギーに関する問題等に対し、科学的知見で広く深く議論することによって社会が納得できるような TA を実施して、TA の意義や有用性を実証することを期待したい。その様な良い実例なしに TA の社会実装にまでは進展しないと思われる。大変に難しい課題であると思われるが、わが国の科学技術政策に不可欠の問題であり、今後ますます TA の重要性は認識されていかなければならないだろう。これまでに積み上げたものを土台に、ぜひとも TA の社会的定着に力を発揮していただきたい。

TA の社会的定着を図ることは現代における緊要の課題である。本プロジェクトの成果及び今後の更なる研究展開に立脚し、社会技術研究開発センターにおける研究開発領域や研究開発プロジェクトの運用等を通じて、TA の社会的定着のための活動を継続することを期待する。

2-2. 研究開発プロジェクト「森林資源のエネルギー化技術による地方の自立・持続可能な地域経営システムの構築」

研究代表者：那須 清吾（高知工科大学 社会マネジメントシステム研究センター センター長）

2-2-1. 総合評価

研究開発目標の達成、社会的・学術的・技術的貢献という視点を中心に総合的に判断して、十分な成果が得られたと評価する。

本プロジェクトは、石油資源の代替である間伐材バイオマス利用技術を活用して、地域の「エネルギーの自立」を促進するとともに、「環境経営目標の達成」「農業と林業の活性化」により地方が自立して持続することが可能な地域社会の経営システムを構築したものであり、社会技術研究開発センターが目指す社会問題の解決に資する技術の社会実装の具体的な成功例として高く評価される。

地域のステークホルダーとの意見交換やモニタリングをとおして構築した「意識構造ロジックモデル^{*1}」と事業形成プロセスモデルの分析等により、産業クラスター^{*2}創造の観点から、森林資源のエネルギー化技術による地域経営システムを社会に実装しようという視点は極めて独創的である。また、これを実装するプロセスを仔細に検討し、そのプロセスで遭遇した阻害要因の分析とそれに対する対応策までを詳細に取りまとめた成果は教科書として出版され、この種の社会技術の社会実装を行う人材の育成への指針も示している。現実的な成功事例を創出したプロジェクトであり、既に研究予算を遥かに超える地域産業事業として成立していることから、十分な成果が得られており、実学的な研究開発成果としても高く評価できる。これらの手法は、地域産業振興にとどまらず、複雑な利害関係が交錯する科学技術プロジェクトに関する合意形成手法等に関する研究に貢献するものと考えられる。

2-2-2. 項目別評価

2-2-2-1. 目標設定の状況

本プロジェクトの研究開発目標は当初より明確に設定され、プロジェクトの阻害要因の分析と対応を含め、状況の変化に応じて適切に変更されてきた。また、領域目標で重視する専門家と市民とのコミュニケーションが当事者間で具体的に行われ、結果的に施設園芸農家や山林所有者など市民の意識変化が起こって木質バイオマス事業の展開・普及が促進

^{*1} 「ロジックモデル」は、社会システム或いは行政経営システムの経営目標としてのアウトカムに対して、経営資源の活用方法や事業、サービス、施策などのアウトプットがどの様に関係し、貢献するかを論理的に表した体系図或いは論理モデルである。

^{*2} 「産業クラスター」は、米国の経営学者マイケル・E・ポーターが提示した概念で、「特定分野における関連企業、専門性の高い供給業者、サービス提供者、関連業界に属する企業、関連機関(大学や業界団体、自治体など)が地理的に集中し、競争しつつ同時に協力している状態」のこと。クラスターとはブドウの房のこと。

された。このように林業と施設園芸農家をしっかりと結びつけるアプローチは領域目標に対して極めて具体的で、技術の社会実装を可能とするものとして評価する。

本プロジェクトは、当初は明確に「木質バイオマス事業の普遍的なビジネスモデルおよび地域経営システムの創造」を目的としていた。その後、バイオマス事業形成に関するプロセス研究の重要性が明らかになったことから、農家、山林所有者の新たな技術の受容と地域関係のモニタリングを介して、技術・事業の受け入れの可能性・不可能性、積極性・消極的等の条件分析として「意識構造ロジックモデル」を利用し、これまでの経営学が十分に展開してこなかった、ビジネスモデルの「形成プロセス」といういわば過程分析に着目して、ビジネスモデルに動的、可変的な実効性のあるものへと適切に変更を行っている。その結果、これまでの静的なビジネスモデルに対して動的な「ビジネス形成プロセスモデル」をつくりあげている。概して、このプロジェクトの可変的・状況適合的な対応がこのプロジェクトをうまく展開させた要因と考えられる。

2-2-2-2. 社会的貢献及び成果の社会での活用・展開

本プロジェクトが達成した成果は、当初想定していた社会問題の解決に関して、十分貢献したと評価する。

本プロジェクトが想定する社会問題の解決の方法は、森林資源を化石燃料の代替エネルギーとして利活用することで森林資源の劣化を防ぎ、エネルギーの地産地消を通じて県外に流れている資本を県内に還流させることで、地方の自立・持続可能な地域社会の経営システムを地域に受け入れられる形で構築することであった。

これに対し、木質バイオマス焚加温機の開発とエネルギー効率の向上に取り組み、農家、山林所有者の新たな技術の受容と地域関係のモニタリングを行い、意識構造をモデリングすることで経営システムの改善を図ってきた。そうした結果、産業クラスターが十分に存在しない高知県で、新しい技術の地域的定着（木質バイオマス事業の地域への受け入れ）という地域変化が生じ、わずか4年間で高知県内外に100台近くの木質バイオマス焚加温機と三千トン規模のペレット供給を生み出すという成果を見せている。また、森林資源のエネルギー化技術の小さなイノベーションと地域経営のマネジメントを組み合わせ、一つの産業クラスターを造りあげている。

地域経済の再生という観点から見れば、地域の素材（森林）を元にして、地域サイズに見合った新しい技術と俯瞰的な地域計画による新しい経済秩序の形成、という社会貢献が十分果たしており、今後社会に対する効果・効用をもたらす可能性が高いと考えられる。

アウトリーチ活動については、対象地域（芸西村）への情報発信、地域見学会、村議会との組織的なコミュニケーション（村民会議や検討委員会の設置）や、地域経済に大きな影響力を持つ農協などの団体との緊張関係を持ちながらも十分行われ、一般市民やステークホルダーとの相互理解を深めている。これらの地域内に対するアウトリーチ活動自体は地域経営プロジェクトの実施プロセスにおける重要な活動として位置づけられており、意義深い実質を伴ったアウトリーチ活動であったと高く評価される。

2-2-2-3. 学術的・技術的貢献

本プロジェクトが達成した成果は、領域が設定した問題解決に資する知見・方法論等の

創出に貢献をしたと評価する。

このプロジェクトの最も魅力ある成果の一つは、地域の固有な条件や、社会的、経済的変化等により加わる複合的な条件、あるいはビジネスモデルの実践中に発見した新たな条件の生成を「事業形成プロセス」として見ることによって、可能な限り、ビジネスモデルに可変的、漸次的な動態性を持たせ、最も実効性・実装性ある方法論的視点を見出していることである。「事業形成プロセス」という視点を方法論的に見るならば、このプロジェクトメンバーが、問題生起の都度、当事者視点と研究者視点の双方の役割から地域経営（地域計画）を俯瞰的に見るのが大切であると気づいたことに意義がある。

高知県においては成功しており、その地域特有の問題を解決するための知見・方法論が得られたことは間違いない。本プロジェクトは、他の地域のための一般的なまとめを行っているので、これが他県へ広げられれば、普遍的な学術的・技術的貢献としてさらに高く評価されることになろう。

今回は木質バイオマス事業関連の研究に適用したが、地域振興プロジェクトのみならず、全体像の把握が非常に困難で関係者の利害が錯綜する科学技術プロジェクト全般の実施にあたっては、利害関係者間で合意を創り出していく手法を探求する学術研究分野の進展に大きく貢献するものと期待する。

本プロジェクトの成果の国際的な位置評価を行うことは難しいと思われる。グローバル化のもとで地域、地方の文化領域の独自性が強化されていく中、生産・流通・消費の空間的再組織化という研究実践は少ない。このプロジェクトは世界的に経済の競争主義的なグローバル化によって再編成される空間に、それに抗して「地域」、「場所」が却って特異的に自立化される可能性を示唆しており、その意味では、国際的水準としては十分先駆的な試みといえよう。地域の特質を共有し、今後の低炭素社会を目指しながら「森林・農業」産業育成国を目指す地域であれば、国際水準的にも優位性があると考えられる。

2-2-2-4. 研究開発の実施体制と管理運営

研究開発体制及び管理運営は、研究開発を推進する上で、十分適切であったと評価する。

研究実施体制は、高知工科大研究グループと民間企業（バイオマスボイラ開発）、開発技術のユーザーであるハウス園芸農家および研究フィールドである芸西村で組まれた。バイオマス技術開発について好意的な農家が圧倒的に少ない芸西村で、開発技術の導入・普及に悪影響が出かねない状況になった際にも、村役場との共同による村民会議の開催、芸西村主体の検討委員会の設置により、村の公認を得て以後の研究は着実に進展した。また、対象地域（芸西村）のみならず、高知県の他の地域（四万十町や県外）でも導入の動きが出てきたことから、研究フィールドを広げ、意識モデルの構築に向けたデータ収集と解析を実行した。地域に密着したテーマであるがゆえに、実施体制は緊密な連絡で維持されており、情勢の変化に対する軌道修正もきめ細やかに対応できていたと考える。

研究開発の管理運営についても、適切であったと判断できる。研究が進むにつれ、国内他地域での異なる事業形成との比較分析もメニューに加えるという改善を行うなど、さまざまな課題にも直面しながらも、適切に状況を見ながらフィードバックして進めており、結果的に十分な研究成果が上がったことから、P D C Aは適切に回っており、研究開発の管理運営は適切であったと判断できる。

2-2-2-5. 費用対効果

投入された資源（人材、研究開発費）は、研究開発を実施したプロセスの妥当性や得られた成果の社会的貢献、学術的・技術的貢献、今後の成果の活用・展開という視点から考慮して、適切であったと評価する。

社会的実装可能な研究が実を結び、実際にこのプロジェクトの予算を遥かに超えるビジネスとして実証されていることを考えても、投入された資源は適切であった。

ただし、比較的多くの海外視察を行っているが、その必要度や、このような視察からどのような新しい手法や視点が獲得されたのかについては、報告書で見ると言及がなく、報告や得たものが明記されない点については費用対効果や貢献度については疑問が残る。

2-2-2-6. 特記事項

本プロジェクトは、今後の人口減少社会、高齢化社会、産業衰退傾向、自然エネルギー活用、地方自立などの社会情勢変化に対応して、規模の追求ではない新しい生活スタイルの創成や地域社会の経営に取り組もうとする自治体や地域産業、地域活動にとって参考になる成功事例である。

この成果をさらに全国発信して、他県の行政等へノウハウを広めてほしい。このプロジェクトで作成された『地方のための経営学』（高知工科大学社会マネジメント研究所編）のような、地方における産業振興に関する新しい教科書が地方における産業振興に取り組んでいる関係者に広く読まれるように努力していただきたい。そうすることによって、このプロジェクトで得られた経験や知見が、地産地消を目指す今後の地方行政に大きなインパクトを及ぼすのではないかと期待する。

成果をより有効に社会に還元するにあたり、地域再生や地域活性事業に大きな力をもつ行政の既存の補助金制度、省庁間の縦割り行政等、様々な課題の解決や、どのように地域社会再生の自立を図る担い手をそれぞれの地域で見出すかが最も重要な課題である。新技術の導入には、農協などの地域経済に大きな影響力を持ち既存の地域経済秩序の再構築に不可欠な地域団体との利害調整等の対立・緊張・相補（相関）・補完関係をどのように「地域経営」的視点に組み込むか、等の課題もある。

地域資源を最大に使用した地域再生という視点から見ると、このプロジェクトが構築した木質バイオマス産業クラスターを含む地域経営システムは、その突破口としての役割を果たしている。なお一層、安定化した新たな地域経済秩序を形成するため、他の資源等を使用した産業クラスターをどのように育成し、それとどのように産業クラスターが相互に交差し構造化していくか、という課題をより深く計画化しなければならないだろう。

検討経緯

平成23年度第1回評価委員会

平成23年6月29日

議事：

1. 評価の予定と進め方について
2. 評価項目について

平成23年度第1回「科学技術と人間」分科会

平成23年7月21日

議事：

1. 評価の進め方について
2. 評価対象課題プレゼンテーション
3. 総合討論

平成23年度第2回「科学技術と人間」分科会

平成23年9月8日

議事：

1. 分科会報告書について
2. 総合評価について

平成23年度第2回評価委員会

平成23年11月8日

議事：

1. 「科学技術と人間」分科会報告
2. 評価について

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）に係る課題評価の方法等に関する達

(平成17年 7 月 8 日 平成17年達第91号)
 改正 (平成18年11月22日 平成18年達第99号)
 改正 (平成19年 1 月24日 平成19年達第 4 号)
 改正 (平成19年 4 月11日 平成19年達第72号)
 改正 (平成19年 6 月13日 平成19年達第80号)
 改正 (平成19年11月28日 平成19年達第124号)
 改正 (平成20年 3 月26日 平成20年達第27号)
 改正 (平成22年 6 月23日 平成22年達第105号)
 改正 (平成23年 3 月28日 平成22年達第53号)
 改正 (平成23年 4 月20日 平成22年達第112号)
 改正 (平成23年 5 月25日 平成22年達第115号)

目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 研究開発領域に係る評価
 - 第 1 節 研究開発領域の評価
 - 第 2 節 研究開発領域における研究開発プログラムの評価
 - 第 3 節 研究開発領域における研究開発プログラムに係る研究開発プロジェクトの評価
 - 第 4 節 研究開発領域におけるプロジェクト企画調査の評価
- 第 3 章 問題解決型サービス科学研究開発プログラムに係る評価
 - 第 1 節 問題解決型サービス科学研究開発プログラムの評価
 - 第 2 節 サービス科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価
 - 第 3 節 サービス科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査の評価
- 第 4 章 科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラムに係る評価
 - 第 1 節 科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラムの評価
 - 第 2 節 政策のための科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価
 - 第 3 節 政策のための科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査の評価
- 第 5 章 研究開発成果実装支援プログラムに係る評価
- 第 6 章 評価方法等の周知、改善等

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この達は、事業に係る評価実施に関する達（平成15年達第44号）に定めるもののほか、同達第 4 条第 2 号の規定に基づき、戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）に係る課題評価の方法等を定めることを目的とする。

(基本方針)

第 2 条 事業の目的は、社会における具体的問題の解決を通じ、国または社会技術研究開発センター（以下「センター」という。）が定める目標等の達成を図り、以て社会の安寧に資することにある。このため、評価にあたっては、社会問題の解決に取り組む者、自然科学に携わる者、人文・社会科学に携わる者等による評価を含めるとともに、外部有識者による中立で公正な評価を行うことを基本方針とする。

(評価における利害関係者の排除等)

第3条 評価にあたっては、公正で透明な評価を行う観点から、利害関係者が加わらないものとする。

2 利害関係者の範囲は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 被評価者と親族関係にある者
- (2) 被評価者と大学、国研等の研究機関において同一の学科、研究室等又は同一の企業に所属している者
- (3) 緊密な共同研究を行う者
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは被評価者の研究課題の中での研究分担者など、被評価者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
- (4) 被評価者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者
- (5) 被評価者の研究開発プロジェクトと直接的な競争関係にある者
- (6) その他センターが利害関係者と判断した場合
(評価の担当部室)

第4条 この達における評価の事務は、センター企画運営室が行う。

第2章 研究開発領域に係る評価

第1節 研究開発領域の評価

(評価の実施時期)

第5条 研究開発領域の評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価
研究開発領域の設定及び領域総括の選定の前に実施する。
- (2) 中間評価
研究開発領域の期間が5年を超える場合に、研究開発領域の発足後、3～4年程度を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜中間評価を実施することができる。
- (3) 事後評価
研究開発領域の終了後できるだけ早い時期に実施する。

(事前評価)

第6条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的
研究開発領域の設定及び領域総括の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発領域
 - a 第2条に定める社会技術研究開発の目的に沿ったものであること。
 - b 社会における必要性、優先性及び解決可能性並びに政策的要請について十分考慮したものであること。
 - c 研究開発目標が具体的かつ明確であること。
 - イ 領域総括

- a 当該研究開発領域について、先見性及び洞察力を有していること。
 - b 研究開発プログラム及び研究開発プロジェクト（以下「研究開発プログラム等」という。）の効果的・効率的な推進を目指し、適切な研究開発マネジメントを行う経験及び能力を有していること。
- (3) 評価者
社会技術研究開発主監会議（以下「会議」という。）が行う。
- (4) 評価の手続き
センターの調査結果等を基に、会議が評価を行う。

(中間評価)

第7条 中間評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 中間評価の目的
研究開発領域の目標の達成に向けた状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、これを基に適切な資源配分を行うなど、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
ア 研究開発の進捗状況と今後の見込
イ 研究開発成果の現状と今後の見込
なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。
- (3) 評価者
社会技術研究開発センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う。
- (4) 評価の手続き
評価委員会における被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(事後評価)

第8条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的
研究開発領域の目標の達成状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、今後の事業運営の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
ア 研究開発領域の目標の達成状況
イ 研究開発マネジメントの状況
なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。
- (3) 評価者
評価委員会が行う。
- (4) 評価の手続き
評価委員会における被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第2節 研究開発領域における研究開発プログラムの評価

(評価の実施時期)

第9条 研究開発領域における研究開発プログラムの評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価
研究開発プログラムの設定前に実施する。
- (2) 中間評価
研究開発プログラムの期間が5年を超える場合に、研究開発プログラムの開始後3～4年程度を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜中間評価を実施することができる。
- (3) 事後評価
研究開発プログラムの終了後できるだけ早い時期に実施する。

(研究開発領域評価と研究開発プログラム評価との関係)

第10条 前条第2号、第3号に定める中間評価、事後評価において、1研究開発領域が1研究開発プログラムで構成されている場合には、当該研究開発領域の評価に当該研究開発プログラムの評価を包含する形で行うことができる。

(事前評価)

第11条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的
研究開発プログラムの設定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発プログラム
 - a 第6条第2号に定める研究開発領域の研究開発目標達成のため、適切なものであること。
 - b 同じ問題領域を扱う大きな研究開発活動が他になく、優れた研究開発提案が相当数見込まれること。
 - c 研究開発目標が具体的かつ明確に設定できること。
- (3) 評価者
会議が行う。
- (4) 評価の手続き
センターが行う調査の結果等に基づき、研究開発プログラムの案を領域総括が作成し、第6条に定める研究開発領域の事前評価に含めて会議が評価を行う。

(中間評価)

第12条 中間評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 中間評価の目的
研究開発プログラム毎に、研究開発の進捗状況や研究開発成果を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直しを行う等により、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発の進捗状況と今後の見込

イ 研究開発成果の現状と今後の見込

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(事後評価)

第13条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発プログラムの達成状況

イ 研究開発マネジメントの状況

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第3節 研究開発領域における研究開発プログラムに係る研究開発プロジェクトの評価

(評価の実施時期)

第14条 研究開発領域における研究開発プログラムに係る研究開発プロジェクト評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価

研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定前に実施する。

(2) 中間評価

研究開発予定期間が5年以上を有する研究開発プロジェクトについて、研究開発開始後、3年程度を目安として実施する。なお、5年未満の研究開発プロジェクトについても、センターの方針に基づき適宜中間評価を実施することができる。

(3) 事後評価

研究開発終了後できるだけ早い時期に実施する。

(4) 追跡評価

追跡評価の実施時期については、別に定める。

(事前評価)

第15条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的
研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発プロジェクト
 - a 第11条第2号に定める研究開発プログラムの研究開発目標に添った研究開発提案であること。
 - b 現実の社会問題解決に資する具体的な成果が見込まれること。
 - イ 研究代表者
多分野多方面の関与者の広範な参画により構成された研究開発チームの責任者として、研究開発全体に責務を負い、推進することができる者であること。
 - ウ 研究開発計画
適切な研究開発実施体制、実施規模であること。
- (3) 評価者
領域総括が領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て行う。
- (4) 評価の手続き
応募のあった研究開発提案について、研究開発プログラム毎に、評価者が書類選考と面接選考により、研究開発プロジェクト及び研究代表者を選考する。
研究開発プロジェクトの提案のうち、提案を具体化するための調査研究を実施する必要があると評価された場合には、「プロジェクト企画調査」として採択することができる。
選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(中間評価)

第16条 中間評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 中間評価の目的
研究開発プロジェクト毎に、研究開発の進捗状況や研究開発成果を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直しを行う等により、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発の進捗状況と今後の見込
 - イ 研究開発成果の現状と今後の見込
 - ウ その他
なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。
- (3) 評価者
評価委員会が行う。
- (4) 評価の手続き
評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(事後評価)

第17条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発プロジェクトの目標の達成状況

イ 社会的貢献等の状況及び将来展開の可能性

ウ 研究開発を通じての新たな知見の取得等の研究開発成果の状況

エ その他

なお、上記ア、イ及びウに関する具体的基準並びにエについては、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(追跡評価)

第18条 追跡評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 追跡評価の目的

研究開発終了後一定期間を経過した後、副次的効果を含めて研究開発成果の発展状況や活用状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発成果の発展状況や活用状況（特に、目標とした社会問題の解決に対する貢献）

イ 研究開発成果がもたらした科学技術的、社会的及び経済的な効果・効用及び波及効果（特に、社会技術研究開発の進展への貢献）

ウ その他

なお、ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

外部専門家が行う。

(4) 評価の手続き

ア 研究開発終了後一定期間を経た後、研究開発成果の発展状況や活用状況、参加研究者の活動状況について、研究開発プロジェクトの追跡調査を行う。

イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。

ウ 評価は、研究開発領域としての評価の意義も有することを踏まえて行う。

第4節 研究開発領域におけるプロジェクト企画調査の評価

(評価の実施時期)

第19条 研究開発領域におけるプロジェクト企画調査の評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価
プロジェクト企画調査及び研究代表者の選定前に実施する。
- (2) 事後評価
プロジェクト企画調査終了後できるだけ早い時期に実施する。

(事前評価)

第20条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的
プロジェクト企画調査及び研究代表者の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア プロジェクト企画調査
第11条第2号に定める研究開発プログラムの研究開発目標に添った研究開発プロジェクトの提案の準備に資する調査研究であること。
 - イ 研究代表者
多分野多方面の関与者の広範な参画により構成された研究開発プロジェクトの提案を準備する責任者として、準備のための調査研究に責務を負い、推進することができる者であること。
 - ウ プロジェクト企画調査計画
定められた期間内に研究開発プロジェクトの提案の準備のための調査研究を行うのに適切な実施体制、実施規模であること。
- (3) 評価者
領域総括が領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て行う。
- (4) 評価の手続き
応募のあったプロジェクト企画調査の提案及び研究開発プロジェクトの提案について、研究開発プログラム毎に、評価者が書類選考と面接選考により、プロジェクト企画調査及び研究代表者を選考する。
選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(事後評価)

第21条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的
プロジェクト企画調査の目標の達成状況及び研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア プロジェクト企画調査の目標の達成状況
 - イ 研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況
なお、ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。
- (3) 評価者

領域総括が領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

プロジェクト企画調査毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第3章 問題解決型サービス科学研究開発プログラムに係る評価

第1節 問題解決型サービス科学研究開発プログラムの評価

(評価の実施時期)

第22条 問題解決型サービス科学研究開発プログラム（以下「サービス科学プログラム」という。）の評価は、サービス科学プログラムの実施期間中、5年毎を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜評価を実施することができる。

(評価の目的等)

第23条 評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 目的

研究開発の進捗状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直しを行う等により、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発の進捗状況と今後の見込

イ 研究開発成果の現状と今後の見込

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価委員会における被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第2節 サービス科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価

(評価の実施時期)

第24条 サービス科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。なお、センターの方針に基づき適宜評価を実施することができる。

(1) 事前評価

研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定前に実施する。

(2) 事後評価

研究開発プロジェクト終了後できるだけ早い時期に実施する。

(3) 追跡評価

追跡評価の実施時期については、別に定める。

(事前評価)

第25条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価の目的

研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発プロジェクト

- a サービス科学プログラムの目的に添った研究開発提案であること。
- b 社会における具体的な問題の解決を指向していること。

イ 研究代表者

多分野多方面の関与者の広範な参画により構成された研究開発チームの責任者として、研究開発全体に責務を負い、推進することができる者であること。

ウ 研究開発計画

適切な研究開発実施体制、実施規模であること。

(3) 評価者

プログラム総括がプログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

応募のあった研究開発提案について、評価者が書類選考と面接選考により、研究開発プロジェクト及び研究代表者を選考する。

研究開発プロジェクトの提案のうち、提案を具体化するための調査研究を実施する必要があると評価された場合には、「プロジェクト企画調査」として採択することができる。

選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(事後評価)

第26条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発プロジェクトの目標の達成状況

イ 社会的貢献等の研究開発成果が社会に与えた効果・効用及び波及効果の状況

ウ その他

なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、研究開発成果等の水準及びその将来展開を重視するという視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(追跡評価)

第27条 追跡評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 追跡評価の目的

研究開発終了後一定期間を経過した後、副次的効果を含めて研究開発成果の発展状況や活用状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発成果の発展状況や活用状況（特に、目標とした社会問題の解決に対する貢献）

イ 研究開発成果がもたらした科学技術的、社会的及び経済的な効果・効用及び波及効果（特に、社会技術研究開発の進展への貢献）

ウ その他

なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

外部専門家が行う。

(4) 評価の手続き

ア 研究開発終了後一定期間を経た後、研究開発成果の発展状況や活用状況、参加研究者の活動状況について、研究開発プロジェクトの追跡調査を行う。

イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。

ウ 評価は、サービス科学研究プログラムとしての評価の意義も有することを踏まえて行う。

第3節 サービス科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査の評価

(評価の実施時期)

第28条 サービス科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査終了後できるだけ早い時期に事後評価を実施する。

(事後評価の目的等)

第29条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

プロジェクト企画調査の目標の達成状況及び研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア プロジェクト企画調査の目標の達成状況

イ 研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況

なお、上記ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

プログラム総括がプログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て行

う。

(4) 評価の手続き

プロジェクト企画調査毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第4章 科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラムに係る評価

第1節 科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラムの評価

(評価の実施時期)

第30条 科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラム（以下「政策のための科学プログラム」という。）の評価は、政策のための科学プログラムの実施期間中、5年毎を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜評価を実施することができる。

(評価の目的等)

第31条 評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 目的

研究開発の進捗状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直しを行う等により、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発の進捗状況と今後の見込

イ 研究開発成果の現状と今後の見込

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という観点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価委員会における被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第2節 政策のための科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価

(評価の実施時期)

第32条 政策のための科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。なお、センターの方針に基づき適宜評価を実施することができる。

(1) 事前評価

研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定前に実施する。

(2) 事後評価

研究開発プロジェクト終了後できるだけ早い時期に実施する。

(3) 追跡評価

追跡評価の実施時期については、別に定める。

(事前評価)

第33条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的
研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発プロジェクト
政策のための科学プログラムの目的に添った研究開発提案であること。
 - イ 研究代表者
多分野多方面の関与者の広範な参画により構成された研究開発チームの責任者として、研究開発全体に責務を負い、推進することができる者であること。
 - ウ 研究開発計画
適切な研究開発実施体制、実施規模であること。
- (3) 評価者
プログラム総括がプログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て行う。
- (4) 評価の手続き
応募のあった研究開発提案について、評価者が書類選考と面接選考により、研究開発プロジェクト及び研究代表者を選考する。
研究開発プロジェクトの提案のうち、提案を具体化するための調査研究を実施する必要があると評価された場合には、「プロジェクト企画調査」として採択することができる。
選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(事後評価)

第34条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的
研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発プロジェクトの目標の達成状況
 - イ 政策のための科学プログラムの目的達成への貢献状況
 - ウ その他
なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、研究開発成果等の水準及びその将来展開を重視するという視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。
- (3) 評価者
評価委員会が行う。
- (4) 評価の手続き
評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(追跡評価)

第35条 追跡評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 追跡評価の目的

研究開発終了後一定期間を経過した後、副次的効果を含めて研究開発成果の発展状況や活用状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発成果の発展状況や活用状況（特に、科学技術イノベーション政策形成への波及効果）

イ 研究開発成果がもたらした科学技術的、社会的及び経済的な効果・効用及び波及効果

ウ その他

なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

外部専門家が行う。

(4) 評価の手続き

ア 研究開発終了後一定期間を経た後、研究開発成果の発展状況や活用状況、参加研究者の活動状況について、研究開発プロジェクトの追跡調査を行う。

イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。

ウ 評価は、政策のための科学研究プログラムとしての評価の意義も有することを踏まえて行う。

第3節 政策のための科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査の評価

(評価の実施時期)

第36条 政策のための科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査終了後できるだけ早い時期に事後評価を実施する。

(事後評価の目的等)

第37条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

プロジェクト企画調査の目標の達成状況及び研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア プロジェクト企画調査の目標の達成状況

イ 研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況

なお、上記ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

プログラム総括がプログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

プロジェクト企画調査毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第5章 研究開発成果実装支援プログラムに係る評価

(評価の実施時期)

第38条 研究開発成果実装支援プログラムに係る評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価
実装支援の対象及び実装責任者の選定前に実施する。
- (2) 事後評価
実装支援終了後できるだけ早い時期に実施する。
- (3) 追跡評価
追跡評価の実施時期については、別に定める。

(事前評価)

第39条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的
実装支援の対象及び実装責任者の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 実装支援の対象
 - a 解決すべき具体的な社会問題が明確化され、実装の対象が特定されていること。
 - b 研究開発成果に基づいた実装の具体的な手段が提案されていること。
 - c 実装支援を受ける効果が分析され、明確化されていること
 - イ 実装責任者
実装の責任者として、実装の活動に責務を負い、推進することができる者であること。
 - ウ 実装計画
 - a 実装支援の目標達成に向け、適切な計画であること。
 - b 実装支援終了後も継続的な実装の実施が見込まれること。
 - c 適切な実施体制、実施規模であること。
- (3) 評価者
プログラム総括がプログラムアドバイザーの協力を得て行う。
- (4) 評価の手続き
応募のあった実装支援の提案について、評価者が書類選考等により、実装支援の対象及び実装責任者を選考する。
選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(事後評価)

第40条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的

実装支援の目標の達成状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 実装支援の目標の達成状況

イ 実装支援終了後の実装の継続及び発展の可能性

なお、ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

プログラム総括がプログラムアドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

実装支援の対象毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(追跡評価)

第41条 追跡評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 追跡評価の目的

実装支援終了後一定期間を経過した後、実装の継続状況や発展状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 実装の継続的な実施状況や発展状況

イ 実装がもたらした社会的・公共的な効果・効用及び波及効果

ウ その他

なお、ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

外部専門家が行う。

(4) 評価の手続き

ア 実装支援終了後一定期間を経た後、実装の継続状況や発展状況等について、実装支援の対象の追跡調査を行う。

イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。

第6章 評価方法等の周知、改善等

(被評価者への周知)

第42条 評価の担当部室は、評価の目的及び評価方法（評価時期、評価項目、評価基準及び評価手続き）を被評価者に予め周知するものとする。

(評価方法の改善等)

第43条 評価の手続きにおいて得られた被評価者の意見及び評価者の意見は、評価方法の改善等に役立てるものとする。

第7章 雑則

(その他)

第44条 この達に定めるもののほか、社会技術研究開発事業に係る課題評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この達は、平成17年7月8日から施行し、平成17年5月1日より適用する。

附 則（平成18年11月22日 平成18年達第99号）

この達は、平成18年11月22日から施行し、改正後の社会技術研究開発事業に係る課題評価の方法等に関する達の規定は、平成18年9月1日より適用する。

附 則（平成19年1月24日 平成19年達第4号）

この達は、平成19年2月1日から施行する。

附 則（平成19年4月11日 平成19年達第72号）

この達は、平成19年4月11日から施行する。

附 則（平成19年6月13日 平成19年達第80号）

この達は、平成19年6月13日から施行し、改正後の社会技術研究開発事業に係る課題評価の方法等に関する達の規定は、平成19年5月1日より適用する。

附 則（平成19年11月28日 平成19年達第124号）

この達は、平成19年11月28日から施行する。

附 則（平成20年3月26日 平成20年達第27号）

この達は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月23日 平成22年達第105号）

この達は、平成22年6月23日から施行し、改正後の社会技術研究開発事業に係る課題評価の方法等に関する達の規定は、平成22年4月28日より適用する。

附 則（平成23年3月28日 平成23年達第53号）

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月20日 平成23年達第112号）

この達は、平成23年4月20日から施行する。

附 則（平成23年5月25日 平成23年達第115号）

この達は、平成23年5月25日から施行する。